

**交際費から除外される5,000円以下飲食費についての保存書類  
書類の保存がある場合に適用** (措法61の4④、措規21の18の2)

○飲食その他これに類する行為のために要する費用(専ら当該法人の役員、従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く)で、1人当たり5,000円以下のものを交際費等から除外する。(措法61の4②二、措令37の5①)

①飲食等のあった年月日	平成 年 月 日
②飲食等に参加した者全員の	1氏名及び関係 ( )
氏名または名称及びその関係	2氏名及び関係 ( )
(得意先、仕入先などの別)	3氏名及び関係 ( )
記入欄が不足する場合は別紙添付	4氏名及び関係 ( )
	5氏名及び関係 ( )
③飲食等に参加した者の数	人
④費用の金額	円
飲食店・料理店の名称	名称
飲食店・料理店の所在地	所在地
⑤その他参考になるべき事項	
金額基準確認1人当たり5,000円以下か	YES NO
(消費税の税込み・税抜きに留意)	
書類作成者 氏名	
書類作成年月日	平成 年 月 日

※専ら役員間、従業員間の飲食は対象外となります。

※上記取扱は平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する事業年度において適用できる。消費税の扱いは会社の経理処理に準じる。